

社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第41号

社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(7) の 2 児童福祉法第21条の18第 1 項による勧奨及び支援並びに同条第 2 項による措置に関すること。

本則第14号の 5 中「第11条 1 項」を「第11条第 1 項」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) の 6 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 13条による面会の制限に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。